

2018 年度入学試験問題

法学部A方式Ⅱ日程・国際文化学部A方式
キャリアデザイン学部A方式

3 限 選 択 科 目 (60 分)

科 目	ペー ジ	科 目	ペー ジ
政治・経済	2～25	日 本 史	26～42
世 界 史	44～59	地 理	60～68
数 学	70～75		

〈注意事項〉

1. 試験開始の合図があるまで、問題冊子を開かないこと。
2. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
3. 科目の選択は、受験しようとする科目の解答用紙を選択した時点で決定となる。
一度選択した科目の変更は一切認めない。
4. 数学については、定規、コンパス、電卓の使用は認めないので注意すること。
5. マークシート解答方法については以下の注意事項を読みなさい。

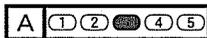
マークシート解答方法についての注意

マークシート解答では、鉛筆でマークしたものを機械が直接読みとって採点する。したがって解答はHBの黒鉛筆でマークすること(万年筆、ボールペン、シャープペンシルなどを使用しないこと)。

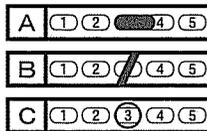
記入上の注意

1. 記入例 解答を3にマークする場合。

(1) 正しいマークの例



(2) 悪いマークの例



} 枠外にはみださないこと。

○でかこまないこと。

2. 解答を訂正する場合は、消しゴムでよく消してから、あらためてマークすること。
3. 解答用紙をよごしたり、折りまげたりしないこと。
4. 問題に指定された数よりも多くマークしないこと。

6. 問題冊子のページを切り離さないこと。

(政治・経済)

〔I〕 次の文章を読んで、下記の問いに答えよ。

先の大戦が終わりを告げてから、年の歳月が流れました。今、あらためて、あの戦争によって犠牲となられた内外の多くの人々に思いを馳せるとき、万感胸に迫るものがあります。

敗戦後、日本は、あの焼け野原から、幾多の困難を乗り越えて、今日の平和と繁栄を築いてまいりました。このことは私たちの誇りであり、そのために注がれた国民の皆様1人1人の英知とたゆみない努力に、私は心から敬意の念を表わすものであります。ここに至るまで、米国をはじめ、世界の国々から寄せられた支援と協力^①に対し、あらためて深甚な謝意を表明いたします。また、アジア太平洋近隣諸国、米国、さらには欧州諸国との間に今日のような友好関係を築き上げる^②に至ったことを、心から喜びたいと思います。

平和で豊かな日本となった今日、私たちはややもすればこの平和の尊さ、有難さを忘れがちになります。私たちは過去のあやまちを2度と繰り返すことのないよう、戦争の悲惨さを若い世代に語り伝えていかなければなりません。とくに近隣諸国の人々と手を携えて、アジア太平洋地域ひいては世界の平和を確かなものとしていくためには、なによりも、これらの諸国との間に深い理解と信頼にもとづいた関係を培っていくことが不可欠と考えます。政府は、この考えにもとづき、特に近現代における日本と近隣アジア諸国との関係^③にかかわる歴史研究を支援し、各国との交流の飛躍的な拡大をはかるために、この2つを柱とした平和友好交流事業を展開しております。また、現在取り組んでいる戦後処理問題^④についても、わが国とこれらの国々との信頼関係を一層強化するため、私は、ひき続き誠実に対応してまいります。

いま、戦後周年の節目に当たり、われわれが銘記すべきことは、来し方を訪ねて歴史の教訓に学び、未来を望んで、人類社会の平和と繁栄への道を誤らないことであります。

わが国は、遠くない過去の一時期、国策を誤り、戦争への道を歩んで国民を存亡の危機に陥れ、植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えました。私は、未来に誤り無からしめんとするが故に、疑うべくもないこの歴史の事実を謙虚に受け止め、ここにあらためて痛切な反省の意を表し、心からのお詫びの気持ちを表明いたします。また、この歴史がもたらした内外すべての犠牲者に深い哀悼の念を捧げます。

敗戦の日から X 周年を迎えた今日、わが国は、深い反省に立ち、独善的なナショナリズムを排し、責任ある国際社会の一員として国際協調を促進し、それを通じて、平和の理念と民主主義とを押し広めていかなければなりません。同時に、わが国は、唯一の被爆国としての体験を踏まえて、核兵器の究極の廃絶^⑤を目指し、核不拡散体制の強化など、国際的な軍縮を積極的に推進していくことが肝要であります。これこそ、過去に対するつぐないとなり、犠牲となられた方々の御霊を鎮めるゆえんとなると、私は信じております。

「杖るは信に如くは莫し」と申します。この記念すべき時に当たり、信義を施政の根幹とすることを内外に表明し、私の誓いの言葉といたします。

(出典)外務省ホームページ

政治・経済

問1 下線部①に関連し、次のア～エの記述のうち、戦後日本の復興過程の説明として正しいものには解答欄のaを、誤っているものにはbを、それぞれマークせよ。

ア 占領直後から、アメリカは日本経済の復興と自立を強く望み、日本の経済復興に深く関与する方針を掲げ、ガリオア、エロアといった資金によって日本の復興援助を行った。

イ 政府は、傾斜生産方式を採用して、限られた資金と資源を石炭、鉄鋼、肥料などの基幹産業に重点的に投入した結果、生産は軌道に乗ったが、過剰な資金投入に伴う通貨供給量の増大などからインフレーションが加速した。

ウ GHQは1948年、激しいインフレの下での経済の安定化を求めて均衡予算、徴税強化など9項目からなる経済安定9原則を発令し、翌年の厳しい財政引き締め政策(ドッジ・ライン)の実施により、日本経済は好況に転ずることができた。

エ 朝鮮戦争の勃発により、米軍による特需が発生したことで、景気は急速に回復をみせ、1951年には鉱工業生産が戦前の水準を回復したが、実質国民所得や消費水準が戦前水準を上回るのは1960年代までまたねばならなかった。

問2 下線部②に関連し、戦後日本の国際経済への復帰に関する以下の文中の空欄 ～ に入る語句や数字として適切なものを、次のア～コからそれぞれ一つずつ選び、その記号を解答欄にマークせよ。ただし、各語句は複数回使ってはならない。

戦後の経済復興とともに、日本の国際経済への復帰が進展することとなった。単一為替レートの設定と朝鮮特需により輸出が増加し、1952年には と に加入、1955年には にも加入した。産業構造の高度化により、経常収支の赤字も1960年代半ばには黒字が定着し、資本輸出も行われるようになったことから、諸外国から日本に対して、輸入制限、為替管理などの保護措置撤廃を求める圧力が強まっていった。このため、為替取引や貿易の自由化を行うこととなり、1963年には国際収支の悪化を理由に輸入の数量制限ができない ・ 条国へ、1964年には同様の理由で為替制限ができない ・ 条国へ移行した。同時に、「先進国クラブ」とも呼ばれる に加盟し、資本取引の自由化が義務つけられた。

- | | | | |
|--------|--------|-------|-------|
| ア IBRD | イ GATT | ウ IMF | エ WTO |
| オ OECD | カ 8 | キ 9 | ク 10 |
| ケ 11 | コ 12 | | |

政治・経済

問3 下線部③に関連し、次のア～エの記述のうち、日本と近隣諸国との関係についての説明として事実に反するものをすべて選び、その記号を解答欄にマークせよ。

ア 日本とソ連との間の戦争終結宣言として1956年に調印された「日ソ共同宣言」を契機として、ソ連は日本の国際連合加盟を支持した。

イ 1951年以來の交渉を経て、1965年成立した「日韓基本条約」は、漁業専管水域、共同規制水域の設定、日本からの無償3億ドル、有償2億ドル、民間経済協力3億ドルの資金供与などを内容とする。

ウ 2002年に、日本の現職首相として初めて平壤入りした小泉純一郎元首相と金正日労働党総書記の間で「日朝平壤宣言」が出されたことにより、北朝鮮との間で正式な外交関係がスタートした。

エ 1972年の「日中共同声明」は、日本は中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であることを承認すること、中国政府は友好のために、日本に対する戦争賠償の請求を放棄することなどを謳っている。

問4 下線部④に関連し、次のア～オの記述のうち、日本の戦後処理についての説明として事実に反するものをすべて選び、その記号を解答欄にマークせよ。

ア 1995年に政府全額出資による「女性のためのアジア平和国民基金」が発足し、各国の元従軍慰安婦に償い金や総理の手紙を渡した。

イ 日本政府は、国交回復時の賠償や経済協力協定等により、国家間の補償は決着済みとの立場をとっている。

ウ 1990年代には、中国人強制連行、中国人従軍慰安婦などの訴訟が提起され、2007年に最高裁は個人の請求権の存在を認定する判決を下し、原告勝訴となった。

エ 「戦後補償」とは、戦争行為によって損害を与えた人々に対して行われる補償のことで、広義の戦後補償には、戦争行為に起因して交戦国に生じた損失・損害の賠償として金品、役務、生産物などを提供する「戦争賠償」が含まれる。

オ 日本の戦後補償政策において、戦時の兵士に対する補償は、ドイツの場合と同様に、国籍による差別はない。

政治・経済

問5 下線部⑤に関連し、以下の文中の空欄 ～ に入る語句として適切なものを、次のア～ソからそれぞれ一つずつ選び、その記号を解答欄にマークせよ。ただし、各語句は複数回使ってはならない。

全面核戦争寸前まで達した1962年の 危機を経て、核実験、核開発に対する国際的な取組みが始まった。1963年には米英ソの三国で が締結され、1968年には が国連総会で採択された。1960年代末から、米ソ間では、 がスタートし、1972年には I 条約、1979年には II 条約が締結された。

1982年に始まった は、米ソ間の新冷戦のため、交渉は難航したが、1985年のゴルバチョフの登場、1989年のマルタ会談での“冷戦の終結”により、米ソ間の包括的軍縮交渉が一気に進むこととなった。

1987年には 全廃条約、1991年には I 条約が結ばれ、ソ連解体後の1993年には、米ロ間で II 条約が締結された。

「核なき世界」を目指す 演説でノーベル平和賞を受賞した 米大統領の下で、米ロ両国は新 条約に署名した。

全面核戦争の可能性は低下したとはいえ、米ロ両国は依然として大量の核兵器を保有しているほか、核兵器の開発、実験を強行し、核兵器の保有が疑われている国も数カ国存在していることから、 の実効性を高めるためには、 への参加をより強く各国によびかける必要がある。

- ア CFE = 欧州通常戦略
- イ CTBT = 包括的核実験禁止条約
- ウ INF = 中距離核戦力
- エ NPT = 核不拡散(核拡散防止)条約
- オ PTBT = 部分的核実験停止条約
- カ SALT = 戦略兵器制限交渉
- キ START = 戦略兵器削減条約
- ク オスロ ケ カイロ コ キューバ サ パリ
- シ プラハ ス クリントン セ オバマ ソ カーター

問6 本文中の空欄 に入る数字として適切なものを、次のア～オから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- ア 40 イ 50 ウ 60 エ 70 オ 80

問7 この文書は、何という通称で知られているか。次のア～オから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- ア 戦後 年 村山談話 イ 戦後 年 小泉談話
- ウ 戦後 年 安倍談話 エ 戦後 年 河野談話
- オ 戦後 年 橋本談話

政治・経済

〔Ⅱ〕 次の文章を読んで、下記の問いに答えよ。

1962年に出版された [A] を通じて、レイチェル・カーソンは環境問題に対する警鐘を發した。同書が刊行されてから10年後の1972年、ストックホルムで「かけがえのない地球」をテーマに開催された [1] の提案を受け、同会議で採択された [B] 及び「環境国際行動計画」を実施に移すための機関として、1973年に [2] が設立され、地球環境を保全するための決議や条約づくりに取り組んでいる。

1984年、国連総会の決議によって設立された「環境と開発に関する世界委員会(WCED)」は、2年半にわたる議論を経て報告書(通称：ブルントラント・レポート)を公表し、温室効果ガスによる地球温暖化、オゾン層の破壊、砂漠化、森林破壊などが地球規模で発生し、将来、人類に大きな影響を及ぼすことを指摘した。この報告書では、成長と環境保全は対立する関係ではなく、将来の世代の経済的利益や社会的利益をそこなわないような成長を目指すという概念が提唱された。

この概念は、1992年、リオデジャネイロで開催された [3] の基本理念となった。この会議では、地球環境問題に関する国際的な枠組みとして、[C] が採択され、[C] を批准した国によって、毎年、締約国会議(COP)が開催されている。

1997年、京都で開催されたCOP3では、京都議定書が採択され、先進国に対して法的拘束力のある温室効果ガス削減の数値目標を設定した。京都議定書では、自国内での温室効果ガスの削減を補完する制度として、京都メカニズムが導入された。当初は7%の削減を約束したものの、2001年には [D] が京都議定書から離脱した。2013年から始まった第2約束期間(2013～2020年)には、日本は参加せず自主的な排出削減を継続している。

2009年、当時の鳩山首相は、国連総会で2020年までに、1990年比で25%の温室効果ガスの削減を宣言し、各国の注目を浴びた。しかし、2011年に発生した東日本大震災で原子力発電所の再稼動が困難となったため、2013年にこの目標は撤回された。COP19(2013年)において、日本は新たな温室効果ガス削減目標を、2020

年までに2005年比で3.8%削減することを表明した。しかし、2009年に日本政府が表明した目標水準から大きく後退する内容であったため、^④各国政府やNGOから批判を浴びる結果となった。

2015年、フランスで開催されたCOP21では、京都議定書第2約束期間が終了する2020年以降の排出削減の国際的な枠組みとして が採択された。 には、世界の平均気温上昇を産業革命前と比べて 未満に抑えるという目標が盛り込まれている。これによって、先進国・発展途上国を問わず、温室効果ガス排出削減目標の自主的な設定と履行が義務づけられることとなった。

問1 本文中の空欄 に入る書籍名として適切なものを、次のア〜クから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- | | |
|-----------|-------------|
| ア 成長の限界 | イ エコリユクサック |
| ウ 自然資本の経済 | エ 不都合な真実 |
| オ 地球のなおい方 | カ 沈黙の春 |
| キ 複合汚染 | ク ハチドリのひとつく |

問2 本文中の空欄 ～ に入る組織名または会議名として適切なものを、次のア〜ケからそれぞれ一つずつ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- ア 国連開発計画(UNDP)
- イ 国際自然保護連合(IUCN)
- ウ 国連環境開発会議(地球サミット)
- エ 国連貿易開発会議(UNCTAD)
- オ 京都会議
- カ 国連環境計画(UNEP)
- キ 国連教育科学文化機関
- ク 国連人間環境会議
- ケ 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)

政治・経済

問3 本文中の空欄 ・ に入る宣言または条約名として適切なものを、次のア～クからそれぞれ一つずつ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- ア リオ宣言
- イ 生物多様性条約
- ウ ヨハネスブルグ宣言
- エ 人間環境宣言
- オ 世界人権宣言
- カ オゾン層の保護のためのウィーン条約
- キ ラムサール条約
- ク 気候変動枠組み条約(地球温暖化防止条約)

問4 下線部①で示された概念に最も関連している語句を、次のア～オから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- ア アジェンダ21
- イ 緑のマスタープラン
- ウ フェアトレード
- エ 持続可能な開発(発展)
- オ 環境マネジメントシステム

問5 下線部②に関連し、京都議定書では先進国に温室効果ガスの排出削減義務を課す背景として“common but differentiated responsibility”という考え方を取り入れた。この考え方の説明として適切なものを、次のア～オから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

ア 地球温暖化に対する責任は先進国と発展途上国で差異はあるが、温室効果ガスの排出削減は先進国・発展途上国を問わず共通の義務である。

イ 地球温暖化は先進国・発展途上国を問わず共通の責任であり、温室効果ガスの削減目標や削減方法は先進国・発展途上国で差異があってはならない。

ウ 地球温暖化は先進国・発展途上国を問わず共通の責任だが、先進国と発展途上国では温室効果ガスの排出削減能力や排出削減義務には差異がある。

エ 地球温暖化に対する責任は国によって差異があり、温室効果ガスの排出削減は先進国と発展途上国を問わず、各国の自由裁量に委ねるべきである。

オ 地球温暖化は先進国・発展途上国を問わず共通の責任であり、温室効果ガスの排出削減については、国際的な統一基準を設定すべきである。

問6 下線部③に関連し、京都メカニズムの説明として適切なものを、次のア～オから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

ア 排出量取引とは、先進国と発展途上国間で温室効果ガスの排出枠を売買することである。

イ 共同実施(JI)とは、発展途上国間で温室効果ガス削減プロジェクトを実施することである。

ウ 排出量取引は、政府間だけで行われており、企業間では行われていない。

エ クリーン開発メカニズム(CDM)では、先進国が発展途上国の温室効果ガス削減事業を支援し、その削減量を全て途上国の削減量に組み入れることができる。

オ 国際排出量取引は、キャップ・アンド・トレードとも呼ばれている。

政治・経済

問7 本文中の空欄 に入る国名として適切なものを、次のア～オから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- ア カナダ イ ロシア ウ アメリカ合衆国
エ オーストラリア オ ポーランド

問8 下線部④に関連し、2013年にある環境NGOが日本に与えた「不名誉な賞」の名称として適切なものを、次のア～オから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- ア 石油賞 イ 環境賞 ウ 宝石賞 エ 化石賞 オ 自然賞

問9 本文中の空欄 ・ に入る語句として適切なものを、次のア～シからそれぞれ一つずつ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- ア ロッテルダム条約 イ モントリオール議定書
ウ バーゼル条約 エ パリ協定
オ 名古屋議定書 カ ワシントン条約
キ 1.0℃ ク 1.5℃
ケ 2.0℃ コ 2.5℃
サ 3.0℃ シ 3.5℃

〔Ⅲ〕 次の文章を読んで、下記の問いに答えよ。

① 消費者問題のおもな原因は、企業が利潤追求のために、商品の品質管理や安全確認をおこたり、販売を優先した大量宣伝・広告によって消費者の欲求を喚起・操作しようとするところにある。政府にも、消費者の安全を守るために、商品の許可や禁止を適切に行う責任がある。

一方で、消費者側も安易な消費には気をつけなければならない。しかし、生産者と消費者との間には商品知識に関する情報に大きな格差がある。そのため、消費意欲はどうしても企業の宣伝や広告に左右されがちになったり、 他人の消費に影響されて商品を購入したりすることもある。 かくして、欠陥商品や悪徳商法、不当表示、無計画な消費意欲が引き起こす多重債務問題など、 多様な消費者問題が生じることになる。

消費者問題への政府の対応については、アメリカでは、ケネディ大統領により、1962年に消費者の4つの権利が提唱された。日本でも、消費者の生活と権利を守るために、 1968年に消費者保護基本法が制定された。 この法律は、2004年に「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立の支援」を基本理念とする消費者基本法に改正された。 2009年には、消費者問題を一元化するために消費者庁が設置された。

政治・経済

問1 下線部①に関連し、日本における消費者問題の出来事を記した以下の表の空欄 ～ に入る語句として適切なものを、次のア～カからそれぞれ一つずつ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

年	おもな出来事
1955	森永ヒ素ミルク事件
1962	<input type="text" value="A"/>
1968	<input type="text" value="B"/>
1969	<input type="text" value="C"/>
1989	薬害エイズ(HIV)訴訟提訴
2000	雪印乳業食中毒事件
2001	国内で BSE(牛海綿状脳症)感染牛発見
2002	C型肝炎訴訟提訴

- | | |
|----------------|----------------|
| ア 欠陥自動車問題 | イ サリドマイド事件 |
| ウ カラーテレビ二重価格問題 | エ 石油業界やみカルテル事件 |
| オ キノホルム販売中止 | カ カネミ油症事件 |

問2 下線部②、および下線部③を説明した語句として適切なものを、次のア～カからそれぞれ一つずつ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

- | | |
|-------------|----------------|
| ア ハロー効果 | イ デモンストレーション効果 |
| ウ 依存効果 | エ ヴェブレン効果 |
| オ アンダードッグ効果 | カ スノップ効果 |

問3 下線部④に関連し、次のア～オの記述のうち、多重債務問題に関する説明として正しいものには解答欄のaを、誤っているものには解答欄のbを、それぞれマークせよ。

ア 多重債務とは、借金の返済のために複数の金融機関から借り入れを繰り返すことである。

イ 自己破産とは、債務者が裁判所に破産を申し立て、債務の免責を申請することである。

ウ 政府は2006年、貸金業法を改正することで貸金業者への規制を強化した。

エ グレーゾーン金利とは、出資法の上限金利と、利息制限法の上限金利の間の金利のことである。

オ 自己破産件数のピークは2003年で、それ以降は減少傾向にある。

問4 下線部⑤に関連し、次のア・イの記述のうち、消費者の4つの権利に関する説明として正しいものには解答欄のaを、誤っているものには解答欄のbを、それぞれマークせよ。

ア 消費者の4つの権利とは、消費者が安全な消費生活をおくることができる権利、消費者が商品に関する知識や情報を知らされる権利、消費者が正確かつ十分な知識と情報を得て主体的に選択できる権利、消費者の意見が商品に反映されるべきであるという権利のことである。

イ 消費者の4つの権利はその後、世界の消費者運動の基本となり、アメリカでは1975年に消費者教育を受ける権利が提唱され、1980年に国際保健機構が、生活の基本的ニーズが保障される権利、救済を求める権利、健康な環境を求める権利を加えた。

政治・経済

問5. 下線部⑥に関連し、以下の文中の空欄 ～ に入る語句として最も適切なものを、次のア～コのなかからそれぞれ一つずつ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

が制定されたことによって、製品の欠陥を証明すれば製造した企業の過失を立証しなくても損害補償が受けられるようになった。訪問販売や割賦販売においては、 を利用することで、消費者が代金を支払ったあとでも一定の期間内であれば無条件で契約を解除できる。また、 により、事業者が正確な情報を伝えないなどの不適切な行為に基づく契約は取り消すことができるようになっている。一方で、消費者側に対しても、環境に配慮した としての購入活動が求められている。

- | | |
|----------------|---------------|
| ア 消費者安全法 | イ クーリング・オフ制度 |
| ウ 消費者契約法 | エ 食品安全基本法 |
| オ グリーン・コンシューマー | カ リコール制度 |
| キ 賢い消費者 | ク 製造物責任(PL)法 |
| ケ 公益通報者保護法 | コ ネガティブ・オプション |

〔IV〕 次の文章は、1961年1月に行われた、日本の内閣総理大臣による国会演説の一部を抜き出したものである。ただし、文章や語句の改変・入れ替え・省略などを行った部分がある。これをよく読んで、下記の問いに答えよ。

日本の経済は、国民の能力・勤勉・創造的意欲に加え、世界の平和と経済の自由^①という環境にもささえられて、われわれの予想以上に急速な拡大を示しつつあり、国民総生産は本年度14兆2,300億円に達すると思われる。しかも物価は安定を保ち、国際収支も依然として黒字基調を維持し、外貨準備高は年度末には約20億ドルに達する見込みである。

また、国民生活もいちじるしく充実・向上してきた。これは日本の経済が歴史的興隆期^②を迎え、構造的変化を遂げつつあることを物語るものである。この成長を今後長期間にわたって確保し、現在見られるような各種の格差を解消し、完全雇用と福祉国家の実現をはかるため、政府は「国民所得倍増計画」^③を長期にわたる経済運営の指針^④として採択した。

この長期計画の実現に当たっては、昭和36年度から昭和38年度までの3年間は、新規生産年齢人口の急増に応じて、年平均9%の経済成長を遂げることを目標として、あらゆる施策を講ずることになっている。すなわち、昭和36年度の予算および財政投融资計画^⑤は、このような展望と期待の下に、当面の国際経済の動向に即応し、通貨価値の安定と国際収支の均衡を保持しつつ、「国民所得倍増計画」の初年度をになうものとして編成された。

この予算の最重点は、減税、社会保障および公共投資である。平均すれば1年あたり1,138億円に上る所得税と法人税を中心とする減税をはじめ、低所得層中心の社会保障費636億円、公共事業費689億円をそれぞれ増加計上したが、これは日本の財政史上空前のことである。

(出典)「日本経済新聞」1961年1月30日付夕刊

政治・経済

問1 上記の演説を行った人物に関する、次の(1)(2)の設問に答えよ。

(1) この人物の名前として適切なものを、次のア～コのなかから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

ア 福田赳夫 イ 池田勇人 ウ 石橋湛山 エ 岸信介
オ 三木武夫 カ 中曽根康弘 キ 大平正芳 ク 佐藤栄作
ケ 鈴木善幸 コ 田中角栄

(2) この人物の説明として適切なものを、次のア～ウのなかから一つ選び、その記号を解答欄にマークせよ。

ア この人物は首相在任中、日米安全保障条約の改定に取り組んだ。しかし、この問題をめぐって国内世論は賛成・反対に二分され、反対派は国会周辺など各地で激しい反政府デモを展開した。

イ この人物の首相在任中、東京オリンピックが開催された。これに伴い、東海道新幹線や名神高速道路の建設が急ピッチで行われるなど、高速交通ネットワークの整備が進展した。

ウ この人物が所属する自由民主党の内部では、総裁の座をめぐって熾烈な派閥抗争が展開された。しかし、それに要する多額の政治資金は政界汚職事件を誘発し、この人物もリクルート事件によって首相の座を追われた。

問2 下線部①に関連し、次のア～ウの記述のうち、1960年前後における国際的な政治・経済環境の説明として適切なものには解答欄のaを、適切でないものには解答欄のbを、それぞれマークせよ。

ア 国連総会で植民地独立付与宣言が採択され、アジアやアフリカで独立国の誕生が相次いだ。しかし、その中には経済発展の遅れが顕在化する国も多く見られ、先進国との間の経済格差は「南北問題」と呼ばれた。

イ ユダヤ人国家の建国を目指すシオニズム運動によって、パレスチナにイスラエルが建国された。しかし、これに反対する先住のアラブ人や周辺諸国との間で緊張が高まり、第一次中東戦争が勃発した。

ウ 東ドイツ領内に飛地として存在する西ベルリンを経由して、東ドイツから西ドイツへ逃れる人々が増加した。この動きを遮断するため、東ドイツは西ベルリンを取り囲む形で「ベルリンの壁」を築いた。

問3 下線部②に関連し、次のア～ウの記述のうち、1960年前後における日本の国民生活の説明として適切なものには解答欄のaを、適切でないものには解答欄のbを、それぞれマークせよ。

ア 電気洗濯機・冷蔵庫・自動車が「三種の神器」と称されるなど、一般家庭にも電気機器が広く普及した。これにより主婦層は家事労働から時間的に解放され、女性の職場進出が急速に進んだ。

イ エネルギー革命の進展に伴って石炭消費量が減少し、炭鉱労働者の多くは職を失った。彼ら失業労働者を中心に総評が結成され、毎年春闘と呼ばれる激しい闘争を展開することで、労働者の賃金水準は次第に向上していった。

ウ 地方中核都市における消費水準は、大都市への人口流出を背景として急速に低下した。これによって各地の駅前商店街が「シャッター通り」と化すなど、中心市街地の空洞化という問題が顕在化した。

政治・経済

問4 下線部③に関連し、次のア～エの記述のうち、1960年代の日本における格差の説明として適切なものには解答欄の a を、適切でないものには解答欄の b を、それぞれマークせよ。

ア 農業と商工業の間で、生産性や所得の格差が拡大した。これにより農業部門からの人口流出や農村の過疎化が進行したため、政府は米の生産・流通を市場原理に委ね、農業経営基盤の強化をねらう新たな規制緩和政策を導入した。

イ 地方自治体の相互間で、産業振興や雇用機会をめぐる格差が顕在化した。リゾート開発や工場団地造成の失敗から財政難に陥る自治体が現れる一方、住民や地方行政の主導で伝統産業の活性化や町おこしに成功する地域が現れた。

ウ 中小企業と大企業の間で、賃金の格差が問題となった。これは両者の資本装備率における差異が原因と考えられたため、政府は中小企業基本法を制定し、中小企業の投資と経営基盤強化を促した。

エ 所得格差を是正する手段として、累進課税制度の導入があげられる。日本では、シャープ勧告に基づく直接税方式の強化に伴い同制度が導入され、その後1960年代に、法人税・所得税へと順次適用された。

問5 下線部④に関連し、次のア～エの記述のうち、当時の政府による長期経済計画編成の考え方として適切なものには解答欄のaを、適切でないものには解答欄のbを、それぞれマークせよ。

ア 国民所得の増加は総需要を押し上げるが、製造業を中心とする民間の企業部門がそれに見合うだけの設備投資を行わない場合は、物価水準の上昇を誘発する。それが、この時期の国民生活へ負の影響を及ぼすことは、避けなければならない。

イ この時期の政府の役割は、民間部門が市場原理に従い充分活動できるような環境整備に限定されるべきである。したがって、個々の産業への直接的な規制は最小限にとどめるとともに、日本国有鉄道や日本電信電話公社などの公企業については一刻も早く民営化を推進しなければならない。

ウ この時期の日本経済には、好況が外貨準備の枯渇を招き、やむなく金融引締めへと移行するという、構造的な脆弱性が存在する。この状態から脱却するためには、企業部門の国際競争力を強化し、輸出拡大を通じて外貨準備を拡充させなければならない。

エ この時期の日本が全面的な貿易・資本の自由化に踏み切った場合、国際収支の急速な悪化を招くおそれがある。したがって、輸出を促進させる一方で、原材料・機械類の輸入制限や、政府による為替管理については、さらに強化していかなければならない。

政治・経済

問6 下線部⑤に関連し、次のア～エの記述のうち、日本の予算や財政についての説明として適切なものには解答欄の a を、適切でないものには解答欄の b を、それぞれマークせよ。

ア 内閣が作成する国の予算は、一般会計予算・特別会計予算・政府関係機関予算の3種類からなる。このうち特別会計は、国が特定の事業を営む場合や、特定の資金を保有して運用する場合のために設けられた。

イ 予算の執行が完結したのち、内閣は決算を作成して会計検査院へと送付する。会計検査院は立法・行政・司法のいずれからも独立した機関であり、国のほか、国が財政援助を行う地方公共団体の決算の検査も行う。

ウ 健全財政主義のもと、1960年代には一般会計の歳入不足分を補う建設国債・特例国債の発行は見られなかった。その後、オイル・ショック後の1970年代以降に常態化する両国債の発行には、財政特例法の制定がその都度求められた。

エ 高度成長期の日本では、金融市場での財投債発行を原資とする財政投融資が政策金融手段として定着した。その後、バブル崩壊や金融市場縮小を受け、財政投融資は郵便貯金や年金基金から義務預託された資金を原資とする方式へと改革された。

問7 この演説に関連し、次のア～エの記述のうち、高度経済成長期における日本の経済状況や経済政策の説明として適切なものには解答欄のaを、適切でないものには解答欄のbを、それぞれマークせよ。

ア 高度経済成長期を通じて、日本は年平均実質で約10%を超える飛躍的な経済成長をとげ、これは欧米先進国の約2倍にあたる水準であった。その結果、1968年の日本のGNPは、自由主義社会でアメリカ合衆国に次ぐ第2位となり、世界でも有数の経済大国へと発展した。

イ 法人税減税など政府の産業政策を通じて、工業部門における自発的かつ持続的な設備投資が促され、生産性向上と企業収益の増大が実現した。これにより労働者層の所得はさらに引き上げられ、家計部門の高い購買力と旺盛な消費行動は、景気の拡大を下支えした。

ウ 公共投資による社会資本整備や、農業部門近代化など地方産業の雇用吸収力強化を通じ、大都市に集中しつつあった人口・産業立地は次第に地方へ分散した。これにより地域均衡的な経済成長が実現し、「団塊の世代」と称される戦後に出生した大量の生産年齢人口は、都市・地方の双方に吸収された。

エ 経済成長の裏側で生じる「ひずみ」の例として、公害の発生があげられる。1970年の国会では、公害対策基本法に「経済調和条項」を追加する改正が施され、環境保護と経済発展の両立をはかりつつ公害の深刻化に対処する体制が整備された。